



の二、二六一の二、二六二の二、二六三、二六四、  
 二六五の二、二七六、二七七、二七八の二、二七九  
 の二、二八〇から二八九まで、二九〇の二、二九〇  
 の二、二九一の二から二九一の四まで、二九二の二、  
 二九二の二、二九三から三〇二まで、三〇五から三  
 一まで、三一二の二、三一二の二、三一二から三  
 一九まで、三二〇の二から三二〇の三まで、三二一  
 の二、三二二の二、三二二から三二六まで、三二七  
 の二、三二七の二、三二八から三三三まで、三三四  
 の二、三三五の二、三三六の二、三三七の二、三三  
 七の二、三三七の六、三三八の二、三三八の二、三  
 三八の五、三三九、三四一、三四二の二、三四四の  
 一、三四五の二、三四五の三、三四六の二、三四七  
 の二、三四七の二〇、三四七の二一、三四八の二、  
 三四八の三、三四九から三五五まで、三五六の二、  
 三五八の二、三五九の二、三五九の二、三六〇の二、  
 三六〇の二、三六一の二、三六一の二、三六一の二  
 から三六二の四まで、三六三の二、三六三の二、三  
 六四の二、三六四の二、三六五の二、三六五の二、  
 三六六の二、三六六の二、三六七の二、三六七の二、  
 三六八の二、三六九から三七三まで、三七四の二、  
 三七五の二、三七六の二、三七七の二、三七八の二、  
 三七九、三八〇、三八二の二、三八三、三八四の二、  
 三八五の二から三八五の四まで、三八六の四、三八  
 七、三八八、三九二の二、三九八、三九九の二から  
 三九九の三まで、四〇〇、四〇一、四〇四から四一  
 一まで、四一一の二、四一一の二、四一四から四二  
 〇まで、四二二の二、四二二の二、四二二の二、四  
 二二の二、四二三の二、四二三の二、四二四の二、  
 四二四の二、四二五の二、四二五の二、四二六の二、  
 四二六の二、四二七の二、四二七の二、四二八の二  
 から四二八の四まで、四二九の二から四二九の四ま  
 で、四三〇の二、四三一、四三一、四三三の二、四  
 三五の二の一部、四三五の二、四三五の四、四三八

の二、四四二の二から四四二の五まで、四四三の二、  
 四四三の二、四四四の二、四四四の二、四四五の二、  
 四四五の二、四四六の二、四四六の二、四四七の二  
 から四四七の三まで、四四八の二から四四八の三ま  
 で、四四九から四五一まで、四五二の二、四五二の  
 二、四五三の二から四五三の三まで、四五四から四  
 五八まで、四五九の二、四五九の二、四六〇、四六  
 一の二から四六一の三まで、四六一から四六八まで、  
 四六九の二から四六九の四まで、四七〇、四七一の  
 二、四七一の二、四七二の二、四七二の二、四七三  
 から四七五まで、四七九、四八〇の二、四八〇の二、  
 四八三の二、四八三の二、四八四、四八五、四八七  
 の二、四八七の二、四八八から四九二まで、四九三  
 の二、四九三の二、四九四、四九五、四九八、四九  
 九、五〇二から五〇七まで、五〇八の二、五〇八の  
 二、五〇九の二、五〇九の二、五〇九の二、五〇  
 の二、五一一から五三四まで、五四八から五五一ま  
 で、五五二の二、五五二の二、五五三の二から五五  
 三の四まで、五五四、五五五の二、五五五の二、五  
 五六の二から五五六の三まで、五五七の二から五五  
 七の三まで、五五八、五五九の二、五五九の二、五  
 六一の二から五六一の三まで、五六二の二から五六  
 二の三まで、五六六の二から五六六の三まで、五六  
 七の二から五六七の三まで、五七〇の二から五七〇  
 の三まで、五七一の二から五七一の三まで、五九一  
 から五九六まで、五九七の二、五九八の二、五九九、  
 六〇〇、六〇一の二、六〇一の二、六〇二の二、六  
 〇二の二、六〇三の二、六〇三の二、六〇四の二か  
 ら六〇四の四まで、六〇五の二、六〇五の二、六〇  
 六の二、六〇六の二、六〇七の二、六〇七の二、六  
 〇八から六一〇まで、六一二の二、六一三、六一四  
 の二、六一五から六一八まで、六一九の二、六一九  
 から六三六まで、六三七の二、六三八の二、六三九  
 から六四一まで、六四二の二から六四二の三まで、

秋田県告示第五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第一百六十条第一項の規定により、山本郡八竜町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、

六四三の一、六四三の二、六四四から六四七まで、六四八の一、六四八の二、六四九の一、六五〇の一、六五一、六五二の一、六五三から六七〇まで、六七三から六七六まで、六七九から六八二まで、六八五、六八六、六八九の一、六八九の二、六九〇、六九三、六九四、六九七、六九八、七〇〇から七一七まで、七一九から七二二まで、七二三の二、七二六の二から七二六の三まで、七二七の二から七二七の三まで、七三〇の二から七三〇の三まで、七三二の二から七三二の三まで、七三三の二から七三三の三まで、七三三の四、七三三の五、七三五の二、七三六の二、七三七の二、七三七の三、七三七の四、七三八の一、七三八の二、七三九の一、七三九の二、七四〇の一、七四〇の二、七四一から七五七まで、七五九から七六八まで、七六八の一、七六九から七七二まで、七七二の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
大仙市豊川字谷地 一四二の二、一八二の二、一八三から一八五まで、一八六の一、一九一の二、二二二、二二四
大仙市豊川字社田 三六の四、四八の一、七五の五
大仙市上鷲野字小八卦 八一から八四まで、八六の三、八六の四、八七の二、八七の三、九三の二、九四から九七まで、一〇一の二

同条第二項の規定に基づき、告示する。  
右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。  
平成十八年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域 山本郡八竜町豊岡金田字保龍 一一四の四〇、一一四の四一	変更後の字の区域 山本郡八竜町鶴川字上大沢
--	--------------------------

秋田県告示第五十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第一百六十条第一項の規定により、湯沢市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
平成十八年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域 湯沢市高松字曲師番沢外2国有林の次の座標八二補一から座標八三までの点を順次結ぶ線及び座標八二補一の点と座標八三の点とを結ぶ線で囲まれる区域 座標 八二補一 北緯 三九度〇一分二九秒四九六三二 東経 一四〇度三五分一〇秒一一七二〇 座標 道一 北緯 三九度〇一分二九秒一五八八四 東経 一四〇度三五分一〇秒八三九七三 座標 道二 北緯 三九度〇一分一八秒九三六四七 東経 一四〇度三五分一〇秒六五七〇六 座標 道三 北緯 三九度〇一分一八秒五五六五五 東経 一四〇度三五分二秒三四九三八 座標 道四 北緯 三九度〇一分一八秒五一六八一 東経 一四〇度三五分二秒四二一一八六 座標 道五 北緯 三九度〇一分一八秒六三〇九七 東経 一四〇度三五分二秒五七四四六	変更後の字の区域 湯沢市高松字下新田山
---	------------------------

座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標	座標
道六	道七	道八	道八	道七	道八	道八	道八	道七	道六
北緯	東經	北緯	東經	北緯	東經	北緯	東經	北緯	東經
三九度〇一分二八秒七六七三六	一四〇度三五分二二秒八一二六四	三九度〇一分二八秒八四九四四	一四〇度三五分一三秒一三四五七	三九度〇一分二八秒六七四四二	一四〇度三五分一三秒三三七二四	三九度〇一分二八秒四四五七一	一四〇度三五分一三秒四四一八	三九度〇一分二八秒四一五七一	一四〇度三五分二二秒五二八八五
東經	北緯	東經	北緯	東經	北緯	東經	北緯	東經	北緯
一四〇度三五分一〇秒二二三三五九	三九度〇一分二九秒三八五五五	一四〇度三五分一〇秒四四七三七	三九度〇一分二九秒一二四六一	一四〇度三五分一〇秒六六八九一	三九度〇一分二八秒六六八六一	一四〇度三五分二二秒一〇七六一	三九度〇一分二八秒六七二二三	一四〇度三五分一〇秒四七二五七	三九度〇一分二九秒七二五七

一 道路の区域

道路の種類	一般国道		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	百五号	百五号	仙北市西木町上桧木内字宮田一六九番六地内	〃		二二・五〇～二九・〇〇	〇・〇一八
	百五号					一三・五〇～一四・五〇	〇・〇一八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十八年一月十七日から同月三十日まで

秋田県告示第五十七号

一 道路の区域

秋田県告示第五十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第一項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、秋田県税条例施行規則(昭和三十一年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年一月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 氏名又は名称 若松フュエルサービス株式会社 代表取締役 若松 寿 樹
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 北秋田郡比内町笹館字下細越一番地五
- 三 指定年月日 平成十七年四月二十七日

秋田県告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年一月十七日

秋田県知事 寺田典城

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年一月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

秋田県告示第五十九号

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十八年一月十七日から同月三十日まで

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十八年一月十七日

秋田県知事 寺田典城

一般国道	旧新別		路線名	区		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧		B	A		
三百九十七号			雄勝郡東成瀬村岩井川字城下一七番一地先から字下村八九番一地先まで	B	雄勝郡東成瀬村岩井川字城下一七番一地先から字下村八九番一地先まで	一五・〇〇〃五六・〇〇	一・七二二
				A	雄勝郡東成瀬村岩井川字城下一七番一地先から字合居二番一地先まで	二・〇〇〃二一・〇〇	一・六三二

一 道路の区域

秋田県告示第五十八号

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十八年一月十七日から同月三十日まで

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十八年一月十七日

秋田県知事 寺田典城

一般国道	旧新別		路線名	区		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧		B	A		
三百四十二号			雄勝郡東成瀬村岩井川字合居二番一地先から字城下一七番一地先まで	B	雄勝郡東成瀬村岩井川字合居二番一地先から字城下一七番一地先まで	一五・〇〇〃五六・〇〇	一・七二二
				A	雄勝郡東成瀬村岩井川字合居二番一地先から字城下一八番一地先まで	二・〇〇〃二一・〇〇	一・六三二

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	新		三百四十二号		雄勝郡東成瀬村樫台字豊ヶ沢出口七番三地先から字上林四番一地先	一一・〇〇〇～三〇・〇〇〇	〇・一三八
	旧		三百四十二号		雄勝郡東成瀬村樫台字豊ヶ沢出口七番三地先から字上林四番一 地先まで	一一・〇〇〇～三〇・〇〇〇	〇・一三八
				A	雄勝郡東成瀬村樫台字豊ヶ沢出口七番三地先から字上林四番一 地先まで	一一・〇〇〇～三三・〇〇〇	〇・一三六
				B	"	一一・〇〇〇～三〇・〇〇〇	〇・一三八

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課  
期間 平成十八年一月十七日から同月三十日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十  
七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(又兵衛地区担い手育成基盤整備  
事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十八年一月十七日から同年二月十四日まで

三 縦覧場所 横手市役所

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十六年六月二十九日(第千五百八十四号)掲載の秋田県告示第五百四十七号  
(字の区域の変更)  
(原稿誤り)

六 上

五 七〇、七二の二

七〇

平成十六年六月二十九日(第千五百八十四号)掲載の秋田県告示第五百四十九号  
(字の区域の変更)  
(原稿誤り)

一〇 上 下 終りから八 六四の二、一一〇の二 六四の二  
三丁四 六一六の二、六一八の三 六一六の二

平成十六年七月六日(第千五百八十六号)掲載の秋田県告示第五百六十九号(字の  
区域の変更)  
(原稿誤り)

一 下 一三丁一四 二四四の二、二四五の二 二四四の二  
、二四六の二

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubara-satsuo.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原 繁 雄